

Title	公務員犯罪の問題点
Sub Title	The problems of the crime of public servants
Author	山中, 一郎(Yamanaka, Ichiro)
Publisher	三田哲學會
Publication year	1959
Jtitle	哲學 No.36 (1959. 7) ,p.99- 125
JaLC DOI	
Abstract	This essay consists of four parts which is shown as follows:(a) the crime as a social phenomenon: (b) the definition of the crime of public servants: (c) the sociological significance of the study of this crime: and (d) the characteristics of the crime. In each part, the analysis of the crime conditions and situations in our society is attempted. The crime of public servants is to be defined as a sociological concept rather than that of penal code. For it must be regarded the following points: (a) their particular criminal behavior is that of the organization man: and (b) their behaviors are based on their role and status in the political bureaucracy. Therefore in this essay, it must be dealt from the sociological standpoint. Their criminal behavior is classified in two types, the crime of upper class public servants and the crime of lower class public servants. The former is based on the social law and the bribery in penal code, and the latter, the bribery, cheat, false pretence, embezzlement, forgery and uttering, and threat. Therefore in the crime of upper class public servants, their behavior pattern correspond to the concept of the white collar crime since they are placed at the same social stratification, upper upper or upper middle class. In the crime of the lower class public servants, their behavior pattern correspond to the ordinary crime which arises from his poor living or character. The difference between the crime of these two is distinguished by the social and economic background. The characteristics of the crime of public servants lies in the inter-relations between the ordinary people and public servants which are distinctly contrasted with usual crime resulted from one-sided behavior. The fundamental problems of the study of the crime of public servants exist in these points.
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00150430-00000036-0099">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00150430-00000036-0099</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 公務員犯罪の問題点

山 中 一 郎

## 内 容

- 一、はじめに
- 二、社会現象としての犯罪
- 三、公務員犯罪とは
- 四、公務員犯罪研究の社会学的意義
- 五、公務員犯罪の特質（その一）
- 六、公務員犯罪の特質（その二）
- 七、結びにかえて

はじめに

此の小論の目的は、公務員の犯罪に特徴的に認められる現象を、新しく社会学的視点から分析、整理し、「公務員犯罪」なる概念を設定し、改めて公務員犯罪現象の全般にわたり社会学的分析を試みようとしたものである。しかし、結果は公務員犯罪現象の問題点を指摘し、今後の研究のためのフレーム・オブ・リファレンスを設定するに留つた。

ところで、此れまで公務員犯罪の組織的、体系的研究は、殆んど全くといつてよい程、なされてこなかつた。今日公務員をめぐる犯罪は、「汚職」として、連日の新聞紙上をにぎわしているが、未だに此れにたいし根本的対策が講じられていない状態である。大きな関心と呼んだ瀆職事件は多くが無罪事件となつて解消し、弱小な下級公務員等に依る瀆職事件は今も尚あとをたつていない。公務員の此の種の瀆職事件は、殺人、強盗、傷害、強姦といった犯罪ほど、刑事学者、犯罪学者、犯罪心理学者、精神医学者等の関心をひかなかつた。此れは公務員犯罪人が、大体に於いて正常人と考えられているからであり、その犯罪行為乃至状況が制度的規制を強く受けているからと思われる。

此の様な領域は社会学的研究に依つてもつともよく解明しうる対象領域であるが、しかしながら、社会学者の関心がこの種の犯罪にたいし向けられたのは極めて最近のことである。しかも、その際の研究方法は巨視的なそれで、主として社会全体の犯罪傾向とかいつた点が問題とされたに過ぎなかつた。此の論文では、公務員犯罪の研究対象をまず劃定し、次にの類型学的分析を行うとともに、その問題点を抽出、解明し、今後、個別的、具体的に公務員犯罪を研究するさいの座標軸たらしめたいと思ひ、此のことを意図しているのである。

## 社会現象としての犯罪

社会学的視点から犯罪を研究する場合には、なによりも「犯罪」を「社会現象」としてとらえることが重要であり、研究の前提でもある。此処にいう社会現象とは「人々の交渉をつうじて生起する諸事実」<sup>(註1)</sup>という意味である。そして、交渉とはわれわれの相互的接触をいうのであり、通常、結合的關係として理解されているところのものである。われわれが相互に主体的に、ある特定の目的をもつて、相互作用關係を維持し合う時、そこから一定の事実が生起する。此の事実を社会現象と概念しているのである。

しかしながら、われわれの結合的人間關係は、その結合の過程に於いて、矛盾、摩擦、抵抗を起すことがある。即ち、結合の過程に於いて、主体者の意志に反して不適應を起す場合も考えられる。しかし、此の不適應も交渉の結果であることに変わりはなく、従つて、此の場合は社会現象という言葉に、通常、次の二つの意味が含まれて用いられていると解することができよう。即ち、まず第一は「適應的結合關係」としての社会現象であり、第二は「不適應的逸脱關係」としての社会現象である。

犯罪を社会現象として考える場合、通常は第二の意味である。たとえば、殺人、強盜、といった犯罪は、ともに相手方の意志を無視した行為者の一方的、強制的な意志表示の結果として考えられる。此の場合、加害者と被害者との間には、「交渉」といつた關係は存在しない。しかるに、犯罪は社会現象である。それは此の犯罪という現象が加害者たる犯罪人が彼の所有していたある特定の人間關係に不適當を起した結果であると考えられるからである。ところで、近代社会は複雑な社会組織をもち、また人間關係をその中に含んでいる。そこには利益集團が群立し

その集団への加入はそれぞれ個人の意志に依つて自主的に決定される。そこでは利害相反する関係にある人々が次第に対立集団化し、各自連帯意識及び感情を強固にもつに至つてきている。かゝる集団の中には、成員は集団内では適応を示し組織化されているが、外部にたいしては不適応を示し、全体としては解体现象としてとらえられているといった内容のものもみられる。とくに愚連隊、ヤクザ等非行者集団に於いてはそうであり、集団は正常な社会集団及び組織にたいしては適応しがたい人々の集りということができよう。此の様な対立集団化という現象のみられる社会では、競争は激化し、利害関係は縦の階級及び階層関係に於いてばかりでなく、横の同一階級及び階層内に於いても相互に争われる様になる。しかも、競争は、しばしば合法、非合法すれの線でなされ、支配統治の機構としての官庁、内閣及び国会が争いの渦中にまき込まれることさえ決して珍しい現象ではない。かくして不当な競争の激化が、社会秩序の維持に危害を加える程度が強くなつてくると、此の秩序維持のために、不当な行為を犯罪として規制し、取締ろうとする気運が起つてくる。此の様な条件及び状況のもとで規制される犯罪が、近代社会に於ける犯罪で、いわゆる「ホワイト・カラー犯罪」と呼ばれているものであり、公務員犯罪も一部、此の中に含まれている。従つて、利害関係をともにする人々が、互いに結合し、利害の立場に分れて争い合う。此の場合の利害価値選択の際の当事者の集団への帰属意志を中心に犯罪行動を説明しようとしたのが、サザランドのいわゆる「ディファレンシャル・アソシエーション理論」(Differential association theory)である。<sup>(註2)</sup>此の様な選択的意志にもとづく犯罪は、もはや一個人の逸脱的かつ一回的行為としては説明しがたい多くの要因を含んでいる。行為が価値的選択の結果である以上、いわゆる「瞬間犯罪人」(Augenblicksverbrecher)の行動は、此の理論に依つては説明しがたいと思われ<sup>(註3)</sup>。瞬間犯罪人に依る犯罪行動は、一瞬の激情的な無思慮な行動である。此れにたいし、現代社会に

特有な犯罪は、周到なあるいはある特定の意図のもとに計画された犯罪である。そこには冷静な、時には苛酷な程の利害打算が支配し、一片の激情すら存在せず、相手に直接被害感をあたえないばかりか、相手に利益を享受させまたある場合には相手を巧妙にだますといったかけひきが存在している。従つて、かゝる犯罪行為に於いては犯罪の対象たる被害者に於いても、被害にたいする認識が強烈かつ直接的に存在しないのが普通である。

公務員に依る犯罪の中で、とくに上級公務員の間に認められる犯罪の中には、明かにホワイト・カラー犯罪的色彩の強いものが存在している。しかし、そのホワイト・カラー犯罪的色彩も下級公務員の犯罪領域に入るに従い、質的にも量的にも減少し、犯罪に際しての計画性はうすれて行く。従つて、被害にたいする被害者自身の認識の程度も強くなつて行く傾向があるが、それでも公務員犯罪では此の被害の認識は、それを越える利益にたいする認識で相殺される場合が極めて多いのである。加えて、下級公務員に依る賄賂犯罪の場合、とくに一般人は自己の不正行為を隠蔽すべく贈賄という手段をとるのであり、公務員はそれを黙認もしくは援助するため収賄といった犯罪を犯しているのが認められる。それ故、犯罪は通常相互的となり、関係、交渉といった形式をとる。上級公務員に依る犯罪では、不正行為の隠蔽という事実のための収賄は少ないが、此れは不正行為に依つてうる利益に比し、合法的枠内で公務員が自己の職務権限を利用してうる利益の方がはるかに多いためでもある。<sup>(註4)</sup>しかし、此の場合とて、犯罪が交渉の形式をとつて行われることに変りはない。従つて、交渉という形式をとる以上、公務員の犯罪ではその継続性といったことが問題となる。此の継続性を支えるものは、犯罪当事者の個人的資質にも依るが、また社会規範に依る場合も多い。かくして、公務員に依る犯罪は、特異な社会現象という依りも、尚一層、われわれの身近な問題として考えることができるのである。

以上のべてきたことから明かな様に、公務員の犯罪は職務犯罪であるとともに身分犯罪であり、此の様な犯罪の合成として公務員犯罪現象を考へることが出来る。

### 公務員犯罪とは

公務員犯罪という概念を此の小論では便宜上から操作的に用いているのであり、決して確定した意味内容をもつた概念として用いているのではない。もとより公務員犯罪という概念は、刑法上の犯罪概念ではなく、いふなれば実質的、社会学的犯罪概念といふことができようからである。

ところで公務員犯罪なる概念は、従来、概念として依りも、むしろ範疇として考へられてきたようである。即ち、概念としての公務員犯罪は、「公務員に特有な、または固有な犯罪」の存在を想定するが、範疇としてのそれは全犯罪中に於ける「公務員の犯罪」の占める位置や割合を指示するものとして考へることが出来るからである。此の場合、後者からわれわれは公務員犯罪の傾向性、特質といつたものを求めることができるが、しかしそれと公務員に特有乃至固有な犯罪とは明かに区別すべきものと思へる。それは公務員に特有乃至固有な犯罪と、他の犯罪からは区別され全公務員犯罪をつうじてみられる傾向性、特質に依つて指示される犯罪とは必ずしも一致するものではないからである。傾向性とか特質とかは時代とともに變ることが予想されるが、公務員に特有乃至固有な犯罪は、公務員という職業集団が存在する限り、おそらく存在するものと思へられるからである。従つて、公務員犯罪は、公務員という職業が犯罪行為に際して、どの程度、犯罪性を許容しうるものであるかという点、即ち犯罪可能性に従つて規定さるべきであらう。それ故、此の概念に關しては、公務員が犯罪を意圖した場合、その職業的及び身分

的特性が、どの程度、犯罪を可能たらしめる要因として作用するかという点が考えられなければならない。公務員に依る全犯罪を指して公務員犯罪という名称を用いる場合、それは全犯罪中に占める犯罪公務員の割合を示すにとどまり、公務員という職業及び身分的特性が惹起する犯罪的傾向を示すことにはならない。従つて、公務員犯罪という場合には、公務員に特有な犯罪の底に共通に存在する事実を考慮が払われねばならない。

では公務員に特有乃至固有な犯罪というものが考えられるであろうか。公務員に特有な犯罪類型という点から此の問題を考えると、まず問題となるのが刑法に於ける「瀆職罪」の規定である。即ち、刑法第九十三条乃至刑法第九十七条の各規定が此れである。しかしながら、此れら各条文に示されている各犯罪行為も、此れを行為自体として考えるならば、果して此れら各行為が公務員に特有乃至固有な犯罪行為といえるかどうか疑わしい。刑法第九十三条乃至刑法第九十六条に規定されている各行為は、その行為が公務員に特有乃至固有な違法行為として特別に処罰さるべく設けられているのではなく、行為の主体である行為者としての公務員に重きを置いて、たんに刑の加重を決めてあるに過ぎないからである。従つて、此処に禁止されている行為は、公務員ならずとも、同様の行為をなした場合には処罰されるものである。更に刑法第九十七条の賄賂罪についても、商法、有限会社法、破産法、和議法、商品取引所法、保険業法等に特定民間人の賄賂行為を禁止もしくは制限した条文が存在するからである。

此の様に考えてくると、公務員に特有乃至固有な犯罪行為というものは存在しないのではないかと考えられよう。厳密にいえば、まさにそのとおりである。しかし、此処で注意すべきことは、賄賂罪の内容についてである。第一に賄賂罪の適用範囲についてみれば、公務員はその職務上の地位、身分のいかんを問わず、等しく賄賂罪の適



用を受けるにたいし、一般民間人にたいする賄賂罪の適用は特別的、例外的である。第二に公務員は、「請託」を受けて賄賂を收受した場合は勿論のこと、たんに自己の職務に関し賄賂を收受したり、此れを要求もしくは約束した時にも、その行為は違法として処罰されるが、特定民間人は、「不正」の請託を受けて財産上の利益を收受、要求、約束した場合にのみ賄賂罪の適用を受ける。以上でも明かな様に、内容的には両者の間に、かなりの差違がみとめられる。<sup>(註5)</sup>

しかしながら、此の二つの相違点を強調して、賄賂犯罪をもつて公務員に特有乃至固有な犯罪であるとするならば、われわれはあえて「公務員犯罪」なる言葉を此処で目新しく用いる必要はないであろう。「公務員犯罪」というからには、それになにか特別の意味内容があたえられてよいはずである。われわれは、さきに公務員犯罪を實質的、社会学的犯罪概念であるとのべた。一般に社会学的な意味での「犯罪」概念は、法律学的意味でのそれ依り、はるかに広い意味内容をもつものと解されている。しかし社会学者といえども、現実の犯罪研究にさいしては、法律学的意味での犯罪概念を研究の出発点として前提しない限り、対象を明確に規定しえないのみか、研究の手がかりすらつかめないということになるであろう。<sup>(註6)</sup> 現実の犯罪は、法律学的意味での犯罪、即ち、刑法に於ける犯罪類型に従つて分類整理されているからでもある。此処にこの問題の困難さが存在している。

従つて、此処では一応賄賂犯罪をもつて公務員犯罪の原型と考え、次に此の原型から必然的に論理的、可能的に派生する犯罪を、それぞれ変型として考え、最後に社会学的には「公務員犯罪」を原型の他にかゝる幾つかの変型を可能として含む全体として理解したい。そのためにも、原型としての賄賂犯罪を社会学的視点からさらに分析しなおす必要があるであろう。

現実の行為は一連の私的、社会的行為関連の中にある。即ち、その行為関連の枠の中ではじめてわれわれの行為はその現実的意味をかくとくする。われわれの問題とする行為は、此の現実的意味に於ける行為である。従つて、たんに犯罪行為それ自体を抽象化し、他の与件を全て捨象して行為を考えることは、われわれの研究では排除されるべきことであろう。また公務員犯罪人は、われわれの所屬している社会集団で支障なく社会生活を営んでいる社会人であり、更にまた原則として性格的にも體質的にも生理的にもわれわれと同じ正常人である。それ故、彼ら犯罪人の行為を理解するにあつて、意識、生活感情は勿論のこと、地位、役割、また彼らの所屬している集団の規範、全体としての社会制度等々の諸条件、それら全てを含めて問題としなければならぬであろう。しかし、われわれはこれらの諸要因を全て同じ程度で平等に考えることはできない。従つて、ある焦点を設定し、此の問題との関連に於いて選択的にこれら諸項目を考える必要がある。<sup>(註7)</sup>

賄賂犯罪は、原則として、行為自体が一つの人間関係を構成している点、他の諸犯罪に比して特徴的といふ。此の様な人間関係は大部分が職務上の関係から生じたものである。此の関係は相互期待の関係であり、かゝる故に、次に示す各種の変型を生み出す可能性を関係そのものの中に内包しているのである。

公務員の中には、此の人間関係を利用し、職務上関係がないのに、相手方（一般民間人）にあるかの如く信じ込ませ、その相手方から財物を收受するものもある。此の場合には、詐欺罪が構成されよう。此れが第一の変型ともいふべきものである。

次に、此の様な関係を利用し、相手方が職務上その公務員の保管もしくは占有にかゝるものと考え、安心して提出した財物を正当に処分せず、不正に自己の所有とすることもできよう。此の場合には業務上横領罪、横領罪が構

成される。此れが第二の変型ともいうべきものである。

更に公務員としての地位を利用し、職務上の関係ある一般民間人を恐喝し（此の場合、態度でそれらしく振舞つたり、遠まわしにいうことも可能）、金品を収得するということも考えられる。此の場合を第三の変型として考えた  
い。

此の様に賄賂犯罪を含む公務員犯罪は、その行為が相互作用の形式をとっている。従つて、一回限りの行為は全くといつてよい程なく、犯罪期間がかなり長期にわたる可能性がある。それ故、公務員が自己の職務上の信用を利用し、次々に犯罪を犯すことが容易に可能となる。此の場合、一般民間人は相手が公務員であるという一事から公務員を信用するので、一般人が詐欺、横領を犯すよりもはるかに容易となる。

以上の様に公務員犯罪は極めて多くの変型を構成する可能性をその人間関係の中に含んでいる。従つて、以上の諸点を合せ考えて、公務員犯罪の特徴を要約すれば、次の五項目に整理できるであろう。

1. 公務員犯罪の関係当事者は、公務員とその相手方たる一般民間人である。
2. 犯罪行為は一連の行為関連の中に含まれている。
3. 犯罪行為は人間関係、相互作用といった形式をとる。
4. 此の人間関係は、原則として、職務上の接触を通じて生起する。
5. 此の関係は一定期間継続する可能性をもっている。

ところで、最後に一言ふれて置きたいことは、文書偽造犯罪、印章偽造犯罪及びそれらの行使犯罪との関係であ

るが此れら犯罪は、公務員犯罪に於いては詐欺犯罪、業務上横領犯罪、横領犯罪の手段として行われるものであることを指摘して置く。

### 公務員犯罪研究の社会学的意義

公務員犯罪の研究は、犯罪学、刑事学それ自体の研究として以外に、官僚制を含む現代社会の諸問題の分析という意味をもっている。此れまで官僚制については構造的、制度的視点から、しかも官僚制それ自体として観念的に理念的型態に於いて研究されてきた。その後、とくに最近に於いてはR・ペンディックスの研究に認められる様に、官僚制と一般社会との関係、その相互関連が問題とされる様になつたが、しかしその研究操作の過程に於いて理念的抽象の段階を超えてはいなかつた。ペンディックスに依つて意図された権威主義的社会及び民主主義的社会に於ける官僚制の研究は、理論的研究として、あるいはまたある地域及び社会に於いては可能であり、相当の意味をもつものとして考えることができる。<sup>(註8)</sup>しかしながら、大部分の特定社会の本質を権威主義的、民主主義的という具合に二者択一的に規定することは極めてむずかしい。従つて、此の場合もまた理論的問題処理としての域以上にはでていないと考えることができる。

更にR・マートンは、いわゆる構造、機能的分析の方法を官僚制の研究に適用し、とくにその逆機能的性格を明かにした。<sup>(註9)</sup>またP・ブラウは、此のマートンのたてた仮設と方法とをその実証的調査に於いて適用し、『官僚制のダイナミックス』<sup>(註10)</sup>及び『現代社会の官僚制』<sup>(註11)</sup>なる二著をあらわした。ブラウは、此の『官僚制のダイナミックス』の中で、アメリカ合衆国に於ける州政府と連邦政府の官僚制組織について比較研究を行うとともに、とくに政府官

吏の日常行動と对人的關係を研究することに依つて、その組織の本質及びその發展過程を明かにしようとした。

従来、官僚制の理論的研究の分野に於いてはとにかく、その実証的研究の分野に於いてブラウが官庁官僚制の研究を手がけた意義は大きく評価さるべきであろう。それは此れまでの官僚制についての実証的研究が、官庁官僚制よりも、むしろ経営企業体の官僚制の組織的、制度的研究にむけられていたことによる。

ところで、わが国の様に官僚の卓越性が常に問題となり、ビュロクラシーといえは、「官庁官僚制」を意味するかの様な社会では、官庁官僚制の研究こそ現代的課題といふべきであろう。しかしながら、現実の問題として、官僚制の研究、なかんずく官庁官僚制の実証的研究には幾多の困難が予想される。とくに前述の官僚の卓越性が、われわれの規範意識の中に深く浸透している社会では、かゝる官庁官僚制の現行の諸問題にたいし、応々にして否定的な意見をだすと予想されがちな社会学者、社会心理学者らの研究は排除されがちである。また、官庁の内部機構は数多の矛盾と問題とをその中にはらんでいる。即ち、官庁は社会の変化にたいする適応が甘く遲滯が生じやすい。その上、彼らの行動は、厳密にいえば数多の法律、法令、義務違反よりなつており、そこには高度の秘密主義が支配している。従つて、此の様なわが国の社会の特質を考える時、真正面からの官庁官僚制の研究は実際問題として不可能に近い。では官庁官僚制の研究にはいかなる方法が考えられるであろうか。

此処に考えられるのが公務員犯罪の研究である。即ち、此の公務員犯罪は、官庁官僚制組織の解体化の過程にみられる一現象として考えることができるからである。官庁官僚制が、M・ウェーバーのいう厳格な合理性につらぬかれ、特定の目的理念のもとに統合されている時には、無駄もなく、感情もなく、全て計算可能というその構造的特質に依り、いわゆる公務員犯罪の発生を許す余地の極めて少ないものと考えることが出来る。しかし、現実の官

庁官僚制には極めて非合理的、非制度的要因が介在している。

更に、官庁は国の行政執行機関として、国家の政策を一般社会に施行適用する役目と機能とをもっている。そのため一般民間人との接触は不可避である。その接触の場は、いわば官庁と一般社会との限界領域を構成し、交渉相互の意識が衝突もしくは接触し合うところである。此のことに依つて、官庁は一般社会成員に依る影響をある程度受けたりする。勿論、官庁官僚制は一種の企業独占的性格をもっている。従つて、一般社会に依る影響の受け方も、民間経営企業体のそれとは根本的に違っている。

また行政官庁は、それぞれ自己の担当分野に対応する民間企業、その他民間人にたいし強い行政的権力―指導力、監督力をもっている。民間経営企業体の業務が国家からの補助金に依つて支えられている場合には、官僚は此の点からその民間経営企業体への干渉を行う。わが国に於ける官僚の優越性を助長する原因の一つは、此の様な民間企業の経済的自立性、自主性の弱さにあるとみることができよう。

更に官庁機構は機密費と予算に依つて運営されている。しかも、その機密費、予算の使用もかなりが犯罪的使用である。犯罪的という意味は、手数料、払下げ及び購入物資にからむリベートに依る機密費操作、予算の使用目的以外の不正使用という意味である。此れらは、外部からは観察不可能なものである。けれども現実に官庁機構の運営にさいしては大きな意味をもっているものである。勿論、此れらは不正という事実が判然とし、その証拠が完全にそろえば、犯罪として、また不正行為として、その責任者は処罰される。しかし、余りに厳密に此れらを取締れば全く官庁の機能が停止してしまうということにもなりかねない。「いかなる国家に於いても、もつぱら法だけを頼りにして身を支えている様な政府は、長く存在することはできないだろう。……あらゆる官庁にたいして法が唯

一の規矩準繩になるとすれば、どんな官庁でも、その機能を發揮することはできないだろう。官吏にとつては同僚または外部との交渉に於いて、単に法規範を頼りにするだけではなく、道徳、習俗、名譽、良風美俗、常識の命令を考へにいれることが、まさに職務上の義務である<sup>(註12)</sup>とは、エールリッヒものべている。公務員の服務規律の法的正当性でなく、その社会的正当性を判断することは極めて困難である。

会計検査院に依る予算の毎会計年度後の決算検査報告では、毎年此の使用目的外不正使用が多くを占め、その都度の強い警告にもかかわらず、わずか少しも減少のきざしすら示していない。此の様な現象は、しかし、時には犯罪として訴追されることがある。もつとも、その場合でも法律的には無罪となる比率が高いのであるが、無罪は無罪として、とにかく此の様な記録からわれわれは官庁官僚制の構造、機能的側面を研究しうる機会をつかみうるのである。

かくして公務員犯罪の研究は、官庁官僚制研究の一方法と考えることができる。公務員犯罪は、当然、犯罪を発生せしめる充分な基盤としての官僚制組織をその背後にもつてゐる。公務員はその官庁官僚制の担い手であり、こゝういつた制度の下では大なり小なり、また意識するしないにかゝらず公務員犯罪人となる可能性をもつてゐる。公務員犯罪人は決して特殊な異常性格者でもなく、典型的犯罪人として分類できる明瞭な特性をもつてゐるものもない。いゝ換えれば、誰でもが犯罪人となりうるのである。此処にも公務員犯罪の一つの問題点が存在する。即ち、公務員犯罪の研究で、犯罪人の人格資質以上に犯罪的状況ともいへべき官庁官僚制の研究が重視されるのは、此の様な前提にたつからである。此処に公務員犯罪研究の社会学的意義の一端をわれわれは認めることができるのである。

## 公務員犯罪の特質（その一）

公務員犯罪は原型としての賄賂犯罪の他に、幾つかの変型をその可能性として含み、一概に論述しえないことについては繰返し指摘してきた。従つて、その特質についても決して単純にのべることはできない。原型、変型は犯罪類型を主体とした分類であるが、此の原型、変型は、そのみでは決して公務員犯罪の特質と固有な関連をもつ概念ではない。此の様な原型、変型が、どの様に相互に関連し合つて一つの犯罪現象を構成しているか、その組合せはどの様になつているか、此の様な相互関連、構成を可能にしている要因はなにかを問題としなければ、公務員犯罪の特質にふれたことにはならないであろう。しかも、此の公務員という職業集団は、決して単一の階層ではとらえることのできないものである。いかにおまかに分類しても、上級公務員と下級公務員には分ちうるものと思われる。（勿論、もつと精密な分類も可能と思われるが、その場合、それぞれの集団の特質が接近して明確化を欠くことも考えられるので、一応、此の程度の分類に留めて置きたい）此の場合、上級公務員はフォーマルには職務権限と地位の点で、またインフォーマルには家庭環境を含む経歴、学歴、職歴、家系及び意識、財産状態等の点で下級公務員と著しい違いをみせている。<sup>(註13)</sup>そして、此れらの各要因が全体として彼ら独自の行動体系を構成するのであるが、そこに認められる類似点を中心に、行動を分類した時、上級公務員行動型相と下級公務員行動型相とを考へることができるのである。

ところで、公務員の犯罪は、此の行動型相を基礎として、その上に成り立つている。此れはすでにのべた様に、公務員の犯罪行動に原因として作用する要因が、内的、生理学的、人類学的、精神病理学的要因ではないことの結



果である。公務員犯罪はその制度的規制を強く受けている。従つて、公務員犯罪も上にのべた理由から、まず上級公務員犯罪型と下級公務員犯罪型とに分けて考えることができよう。

更に此の公務員犯罪は、原則として、集団的現象である。それは直接接し観察しうる現実的な集合的統一体である場合もあり、また犯罪志向という点で相互に潜在的な意識の点で集合的統一を示している場合もある。また集団は同一職場内に限定されるとも限らない。集団成員は公務員同志の場合も、一般民間人を含む場合もある。また集団成員は二人の場合もある。そして、上級・下級公務員犯罪集団は、それぞれ对象的に異質的な集団的構成を示している。

以下、上級・下級公務員犯罪の特質を、犯罪類型、組織性、人間関係及び社会関係、犯罪期間の点を中心にして行きたい。

しかし、此処で注意しなければならないことは、此の上級、下級公務員犯罪型が、いずれもかなりに理想型的性格をもつていているということである。即ち、犯罪構成員が上級公務員のみの場合であるとか、また下級公務員のみの場合には、此処に示した理想型的性格を極めてそれに近い姿で具有している。犯罪構成員が上級、下級公務員の両者を含むとか、その両者の集団構成に占める比重のいずれかに依つて、その犯罪集団及びその現象型態の特質も、さきの理念型両方の特性を構成度に従つて含んで認められる。勿論、此の場合とて、いずれか一方に強いて分類しようとするばできないことはない。しかしながら、現実の公務員犯罪は、此の両方の要素を含むものであり、いかなる犯罪も此の両犯罪型を両極とした連続上の一点に位置づけられると考えることができよう。

## 一、犯罪類型

上級公務員犯罪といわれるものに、戦後では昭和電工事件、炭鉱国管事件、造船、陸運疑獄等がある。此れらの事件では、一般民間経営企業体の企業主、経営者と公務員（議員、國務大臣、局長、課長級）が、とくに緊密な社会関係、人間関係を構成し、その構成員がある特定の目標に向い一致して行為し、その行為状況を実質的に機能づけているものとして金銭等の財物の存在が指摘できる。彼らの主たる犯罪関係は贈収賄関係であり、彼らの犯罪関係そのものからは業務上横領、横領、詐欺等、更に文書偽造、印章偽造等は原則として発生しない。

此れにたいし、下級公務員犯罪には、収賄、詐欺、横領、業務上横領、背任が、更には文書偽造、印章偽造、恐喝までもが犯罪関係そのものの中から発生する可能性がある。

従つて、換言すれば、上級公務員犯罪は原則として公務員の収賄罪、その相手方たる一般民間人の側の贈賄罪、及び社会法、経済法規違反の罪より構成され、多分にホワイト・カラー犯罪的色彩をもつ。此れにたいし、下級公務員犯罪は、公務員の収賄罪及び他の刑法違反の罪と一般民間人の側の贈賄罪とから構成されているということができよう。

## 二、組織性

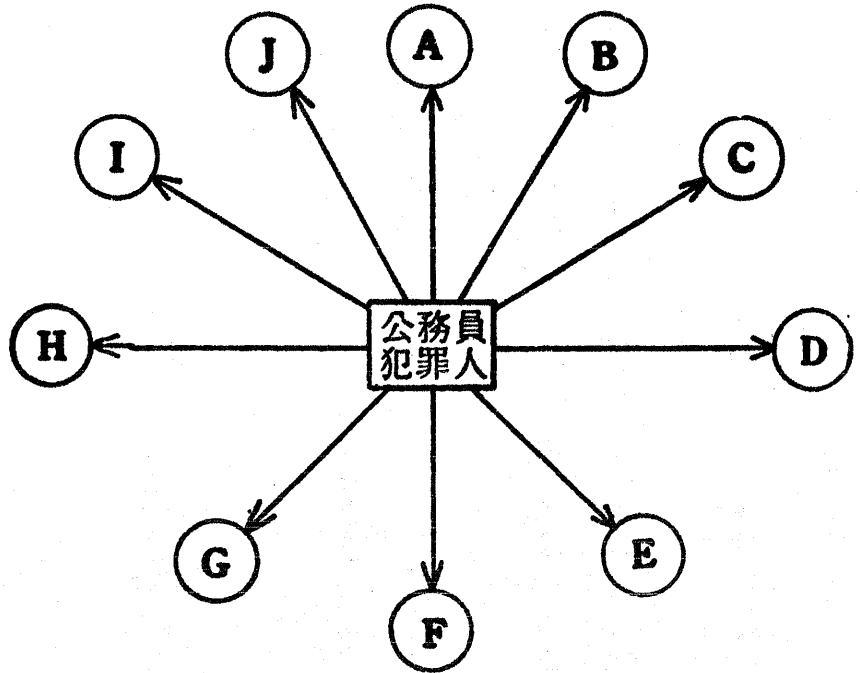
上級公務員犯罪は、その構造に於いて組織的、意識に於いて計画的、意図的犯罪である。従つて、複雑な人間関係の上に犯罪が構成されている。此の場合、犯罪的志向をもつ当事者たちの社会関係、人間関係の範域は、財界、

官界に及び、関係の契機、内容も多岐にわたつてゐる。此の様な人間関係、社会関係の中で占める公務員の位置は中心的であり、その役割は大きいが、実際の行動は消極的で、かつ一般民間人にたいする主体的行動回数も少ない。上級公務員犯罪関係の中で積極的かつ主導的に行動するのは一般民間人である。それは公務員がその実質的力を認められて賄賂供与の対象とされるのではなく、彼らの職務権限、即ち一般公務員にあつては行政権力、議員等に於いては立法上の権限と国政調査権等が一般民間人の利益上の行為目的とされるからである。従つて、一般民間人の行為目標は公務員自身ではなく、その公的地位と公的役割にあるといえよう。

此れにたいし下級公務員犯罪は、構造的には未組織乃至無組織、単純であり、意識に於いても計画性、意図性は少なく、偶然かつ偶発的である点にその特徴を求めることができる。第一表は下級公務員にもつとも代表的といえる犯罪関係図であるが、此の様に贈賄者相互の間に認知関係はなく、各贈賄者と収賄公務員との間に個別的な認知関係が存在するに過ぎない。此の様な犯罪関係を構成する下級公務員の犯罪行為は、直接相手方たる一般民間人の利害得失と結びついており、しかも職務上の関連行為、類似行為について当該公務員の一存で措置しうる可能性をもつてゐる。それとともに、下級公務員犯罪に認められる贈賄者たる一般民間人は、その殆んどが自己の不正行為及びその結果を隠蔽すべく賄賂の提供をしてゐる。従つて、不正という点からみれば、一般民間人は贈賄ということに依つて二重の不正行為をしてゐることになる。しかも、此の不正行為はそれ自体、関係当事者が秘していればある期間は隠蔽可能な性質のものである。しかるに彼らの此の様な行為については特徴的といえる点は、此の場合にも彼ら相互の間には此の不正行為を合法化しようとする意図、努力が認められないということである。

また収賄公務員は、贈賄者たる一般民間人の不正行為及びその結果をみのがす報酬として、また一般民間人の依

<第一図> 下級公務員犯罪図 (その一)



<犯罪表>

犯罪日時	被害者名	職業	収賄金額
22. 8.15	A	芸者置屋業	¥10,000
22. 8.16.	B	不明	¥ 1,000
22. 8.18	C	料理店	¥ 1,000
22. 8.20	D	時計商	ロンジン時計
22. 8.	E	露天商	¥ 500
22. 9.10	F	商人	¥ 2,000
22.10.10	G	不明	¥ 1.0 0
22.10.10	H	製菓業	¥ 1,000
22.10.18	I	不明	¥ 1,000
22.10.20	J	喫茶店	¥ 500 ウイスキー本

頼、要請にこたえて便宜をはかることの報酬として賄賂を收受する。しかも下級公務員の収賄行為が極めて多方向的、多人数相手になされるのは、一つ一つの犯罪関係が短期間に終り、組織的、計画的努力を殆んど必要とするものではないからである。

以上の様に組織性の欠除を下級公務員犯罪の一特質として指摘できる。しかし、此の組織性の欠除はなにも収賄

公務員と一般民間人の間にのみ認められる特質ではない。公務員が一人乃至数人で犯罪を犯す場合にも、一つ対象（一般民間人）にたいし二人乃至数人で継続的に犯罪を犯す場合は少なく、ある時はA、また他の時はBという具合に集団を構成する。従つて、もし集団の特質をその成員の持続性と連帯性に求めるならば、彼らは集団として機能的に組織されてはいないと認むべきであろう。かくして上級公務員犯罪に於ける組織性の存在、下級公務員犯罪に於ける組織性の欠除を第二の特質として考えたのである。

### 三、人間関係、社会関係

此の点は前述の組織性の部分と幾分か重複する。ところで、此の論文で問題とした犯罪者としての公務員は、都市に居住地も勤務地もついわゆる都会人であり、従つて都市のもつ本質的諸特性に依る制約を受けている点に注意すべきである。<sup>(註14)</sup>近代及び現代社会に於ける公務員にとつて特徴的といえる点は、さきの前提から帰結するその日常生活の場と職務上の生活の場の分離ということである。従つて、彼らの人間関係、社会関係の構成を問題とする場合、次の諸事項を考えに入れる必要があるであろう。即ち、

1. 公務員と居住地域との関連性
2. 公務員と職場集団成員との関連性
3. 公務所と職務執行地域との関連性
4. 職務内容と職務執行地域との関連性
5. 職務と職務上の対象としての社会階級及び社会階層との関連性

である。此れらの諸点は、いわば公務員の人間関係の内容を規制する外的要因であり、此の他に内的要因として年令、性別、更に性格等をそれぞれ考えに入れる必要があるであろう。

ところで社会関係、人間関係の点で上級公務員犯罪と下級公務員犯罪は、それぞれどのような特徴をもっているであろうか。

まず下級公務員犯罪の場合、此の社会関係の範域は極めて狭く、構造も単純であり、上級公務員犯罪の場合、此の範域は広く、構造も複雑である。即ち、下級公務員犯罪にみられる社会関係の範域は、日常、彼ら公務員が顔を合せている人たちに主として限定されている。公務員が社会的に関係し合っている人たちは、居住地周辺地域の極めて親しい人たちを除いては、他の大部分が職場集団の成員か、または彼ら公務員の職務と直接関係をもっている人たちである。従つて、彼らが居住を変えるか、また職場が変るかした場合には、従来の社会関係はもとより人間関係までも一変してしまふ。此の様な彼らの社会関係、人間関係を成り立たしめている本質的要因をなかに求めることができるであろうか。まず考えられるのが日常生活上の直接的必要性であり、利益関係の必要性である。即ち、下級公務員が此の様な社会関係、人間関係を構成するに至る契機は偶然的であり、居住地周辺地域の人々との交渉を除いては、主として職務上の交渉に限定される。此の様に、公務員、一般民間人がお互いに生活への直接的、利益関係の必要性を彼らの関係構成及び維持の第一次的要因としているため、関係の範域は狭く限定されてくるのである。従つて、ある公務員の犯罪対象となつた相手方たる一般民間人の社会的地位の階層別分布状況をみると、比較的一ヶ所の階層に集中する傾向が認められる。しかも、此の様な場合の公務員自身の社会・経済的所属階層も大部分が犯罪対象たる一般民間人のそれに近い位置と対応しているのが特徴的である。此れは社会学的には極めて

興味のある事実である。それは、此の様な傾向が一般化してくる社会では、バーティカル・モビリティ上昇移動の可能性が減少しつつある徴標に他ならないからである。<sup>(註15)</sup>かゝる社会は構造の面でも、機能の面でも、次第に固定化の過程にあるということが指摘できるであろう。

次に上級公務員犯罪に認められる公務員の社会関係、人間関係について考えてみよう。上級公務員の場合、その居住地周辺地域の人たちとの交渉は殆んどない。あつても、ごく僅かである。そして、それに変わるものとして古くからの家同志の交際関係、学校仲間（此れも旧制中等学校の仲間はごく僅かで、大部分が旧制高等学校、大学及び高等専門学校当時の仲間）、趣味団体とか各種倶楽部等で知り合つた知己との交渉が大部分を占めている。従つて、居住地が變つたり、職場が變つても、人間関係、社会関係の面での変化は殆んどみられない。交渉の契機も、家同志の親またはそれ以前の代からの交渉とか、更には友情といった情緒的なものが主となり、利益関係の必要性は下級公務員の場合ほど強くはない。此の点に上級公務員をめぐる犯罪に於ける犯罪関係の立証の困難さが潜んでいる。

上級、下級公務員犯罪にみられる第三の特質たる人間関係、社会関係の問題は、原則的には以上の如く整理できよう。しかし、実際に具体的に研究を進めて行くと、更に幾つかにケースを細分して考えて行く必要がある点を指摘し、此の節を終りたい。

#### 四、犯罪期間

公務員犯罪の研究では、犯罪期間を潜在期（準備期間）と顕在期（実行期間）とに分けて考えることが分析上適切と思われる。その理由の一つは、公務員犯罪が犯罪の反覆化をその特徴としているためである。従つて、最初の

犯罪行為より以後を顕在期とし、その最初の犯罪に着手するまでの準備期間とでもいうべきものを潜在期とする。此の犯罪期間がどの程度に及ぶかということは、調査資料の集計が全部済んでいないので、大体のことしかいうことができないが、上級公務員犯罪は潜在期が長く、顕在期が短いのにたいし、下級公務員犯罪では此の逆で潜在期が短く、顕在期が長いということができらるであろう。何故、此の様な違いがあらわれるかは、此れまでにのべた第一、第二の特質を想起されれば、ある程度了解されることと思う。詳しくは後の機会にゆずりたい。

### 公務員犯罪の特質(その二)

戦前及び戦時中の資料の乏しい中で、公務員犯罪にみられるいかなる現象を、その戦後の特質とみるかについてのべることは容易ではない。いうまでもなく戦後の特徴的現象の確定は、戦前及び戦時中に於ける現象との比較においてのみ、最も判然ととらえることができるからである。しかし、私の手許には戦前及び戦時中の現象を説明する充分な資料がない。また、たとえあつたにせよ研究方法の違いが災いして、それをもつて直ちに比較の資料とすることはできない。

更にまた特質とは何か、ということも問題となるであろう。即ち、特質とは稀少ではあるが特徴的なもの特異なもの指しているのか、また非常に頻繁に認められる現象をいうのかである。極めて特異な現象といえども、それが全く公務員に関係のない場合以外は、矢張り公務員はそれを常に起しうべき可能性として内にもつていたのであり例外的なものとして捨て去つてしまふことはできない。そののみか、此の様な現象こそ、もつともその時代的狀況



を反映しているものかも知れないのである。従つて、此処では此の兩者について問題を考へてみたい。

調査記録からは、此の時期の犯罪が極めて大胆であり、かつ粗暴であるということを経験的に結論づけうる。即ち、犯罪発覚が容易な状況であるにかゝらず、その様なことに頓着なく犯罪行為を行つていたのが当時の大部分の公務員犯罪人である。しかしながら、上級公務員の犯罪は幾分か例外的であり、それについては後の機会にのべることにし、此処では下級公務員の犯罪に限つてのべて行きたい。

既にのべた様に、下級公務員の犯罪は、その殆んどが組織化されていない。たとえば、ある職場集団で、その集団に所属している殆んど全ての成員が犯罪を犯していても、彼らの間には、組織的、連帶的な犯罪志向性は存在していない。従つて、彼らの間には各自の犯罪行為を隠蔽し様という努力は認められない。組織的に犯罪を犯すという事は、できるだけ目立つことなく犯罪を犯す手段であり、組織的でないという事はまた計画的でないということである。個々人がばらばらで犯罪を犯すということは、かえつて目立ち易いものである。しかも彼らは組織的ではなくとも自己の犯罪行為を仲間にたいして隠すようなことはしない、そして、仲間も他人の犯罪行為を黙認しているものであり、此の場合、敢て無関心の態度を装つているのである。此れは極めて特徴的な現象といえる。

戦後、税務署職員の犯罪は、その数に於いても相当に多く、目立つたが、中でも彼らにとつて特徴的犯罪は「消し込み」という型の業務上横領であり、更には納税詐欺である。当時は経済情勢の悪化を社会的背景とし、国民は課税率の高いことから、その納税申告、納税等の税務事務にたいしては特に神経過敏であつた。即ち、財産税、取引取税、戦時補償特別税等臨時的性質の課税が行われたが、物価等の価値の変動が烈しく、財産税の物納を有利な金納に変えてもらうべく関係公務員に賄賂を提供するものもでてくる有様であつた。土地、家屋等不動産物件の値上

りが著しく、物納登録をしていた土地、家屋等を改めて金納に振り変えてもらうことが納税者にとつて有利であつたからである。またいわゆる青色申告実施前に於いては、事業主や自家営業者等の所得税等の査定は、双方のかけ引きで、かなり意見にくい違いがみられ、税務署員の恣意で査定額に三、四十万円の差がみられることも当時としては珍しいことではなかつた。

更に軍需用物資の払下げをめぐつての賄賂犯罪もみられた。此れには、いわゆるトンネル会社をつくつて中間利潤をうるという方法が採られた。一般民間人にとつては、全くもとのいらぬ商売であり、関係官庁の役人（中堅幹部、課長か課長補佐程度）に顔見知りがあれば容易に可能で、名刺一枚で此の種の会社が設立できた。しかしもとより此の種の会社は確固とした経済的基盤の上に成り立っているものではない。戦後の社会、経済的不安定期の産物であり、経済が安定化の方向に向つてくるに従つて長くは続かず、昭和二十五年頃には此の中の大部分がつぶれている。

またインフレーションに依る貨幣価値の変動を利用した犯罪も発生した。即ち、公定価格と闇価格との二重価格の存在を前提としたいいわゆる政治価格の決定に依る不正利得を主たる内容とした犯罪である。これは、公務員が自己の扱う物品を公定価格で業者に売却した様に帳簿上は記入して置き、実際にはそれ依り高く、しかも闇価格よりは低い価格で売却し、その差額を収得するという方法である。

更に当時は生活等必需物資が統制物資として一般に入手難であり、その売却払下げを種に業者等から賄賂を収受するという公務員もいた。

また機密費の捻出を大義名分として大つぴらに賄賂を収受したり、また詐欺、横領をする公務員もいた。

ところで、此の様にして収賄、詐欺、横領更には恐喝までしてえた金銭をなんのために費消していたのであろうか。私の調査では、その殆んどが遊興費である。生活費のために直接費消したものは全然ないといつてよい。即ち、約七十ケースの犯罪事件の中、生活困苦を直接の原因とした収賄、詐欺、横領は二ケースのみである。此れを一つにしても明かなことは、公務員犯罪は、本質的には特殊な時代状況、特に経済的状况に影響されないが、此の様な特殊な時代状況は公務員犯罪の内容、手段を多彩乃至は豊富にし、犯罪の遂行を容易にするということである。従つて、此の点に公務員犯罪の本質解明の一つの糸口がある様に思われる。

結 び に か え て

既にのべた如く、公務員犯罪は、それに依つて直接われわれが受ける被害感が少ない所から、他の刑事諸犯罪に比して、此れに払われる刑事政策的比重も小さい。しかしながら、公務員で犯罪を犯し検挙される人数は、戦後、年平均一万一千二百余名を下らないのであるから、決して無視されてよいものとはいえないであろう。尚、公務員犯罪の原型たる賄賂犯罪で検挙された公務員も年平均一千余人の多きを数えている。此の様に公務員で犯罪を犯すものは決して少なくない。そののみか公務員全体の数からみれば、かなり大きな割合を占めているとみてよいであろう。此の様な事実にもかゝらず、公務員犯罪の実質的、体系的研究は全くといつてよい程なされていない。私の公務員犯罪研究も今ようやくその緒についたばかりである。今後機会があたえられたならば、調査結果、事例等を中心に、公務員犯罪の具体的側面にわたつての考察を進めて行きたいと思つてゐる。

- 註2. 平野・井口訳、E・サザランド著「ホワイト・カラーの犯罪」(一九九五年、岩波書店)
- 註3. 此の場合、アッシュフェンブルグの激情犯人の概念で置きかえてもよい。
- 註4. 此処で上級公務員に依る犯罪、下級公務員に依る犯罪という言葉を使った。此の言葉については第五節で詳論してゐる。
- 註5. 三堀博著「賄路罪汎論」(昭和三十一年、武蔵書房)、定塚道雄著「賄路罪」(昭和二十九年、有信堂)及び最高裁判所判決(昭和二十六年)あ(第二一九号、同二十七年七月二十二日第三小法廷判決)を参照のこと。
- 註6. 「社会学辞典」(昭和三十三年、有斐閣)「犯罪」の項参照他に Tranz Exner, Kriminologie, Dritte neubesserte und ergänzte Auflage der "Kriminalbiologie," 1949. S. 4.
- 註7. D. R. Taft, Criminology, a cultural interpretation, 1950, pp. 42-43. を参照。
- 註8. 高橋、綿貫訳、ヘンディングス著「官僚制と人間」(一九五六年、未来社)
- 註9. R. K. Merton, Social Theory and Social Structure, (Revised and Enlarged edition.) 1957, pp. 195-224.
- 註10. P. Blau, The Dynamics of Bureaucracy, a study of interpersonal relations in two government agencies, 1955.
- 註11. P. Blau, Bureaucracy in modern Society, 1956.
- 註12. 川島訳、エールリツヒ著「法社会学の基礎理論」(昭和二十七年、有斐閣)九十二頁
- 註13. 此の様な考えにたてば官庁の課長、または下級官庁の局長であつたからとて直ちに上級公務員とはいふがたい。即ち、前者は課長という地位が終着点としてのその人の地位であるか、それとも更に上に進んで行く一つの段階であるかの点から、後者では更に上級官庁へ進む可能性があるかないかという点から評価する必要がある。かくて、評価にはかなり観察者の主観が入る。
- 註14. 「社会学辞典」(昭和三十三年、有斐閣)の中、「都市」「都市化」「都市社会」「都市社会学」「都市性」等の項を参照のこと。
- 註15. M. A. Elliott and F. E. Merrill, Social Disorganization, 1950. p. 575, pp. 562-565. 等を参照のこと。